

熊本県公報

号外 第17号
令和元年(2019年)
9月27日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

規 則

○熊本県みつばち腐蛆病まん延防止規則の一部を改正する規則…………… (畜産課) 1

規 則

熊本県みつばち腐蛆病まん延防止規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第10号

熊本県みつばち腐蛆病まん延防止規則の一部を改正する規則

熊本県みつばち腐蛆病まん延防止規則(昭和32年熊本県規則第15号)の一部を次のように改正する。

題名を「熊本県腐蛆病まん延防止規則」に改める。

第1条中「基き、みつばち腐蛆病」を「基つき、腐蛆病」に、「みつばち等」を「蜜蜂等」に改める。

第2条中「みつばち等」を「蜜蜂等」に改め、「の各号」を削り、同条第1号中「みつばち」を「蜜蜂」に改め、同条第4号中「巣わく」を「巣枠」に改め、同条第6号中「はちみつ」を「蜂蜜」に改め、同条第7号中「みつろう」を「蜜ろう」に改める。

第3条第1項中「みつばち等を県内に移入しようとする者」を「蜜蜂等」に、「みつばち腐蛆病検査証明書」を有し、且つ」を「腐蛆病検査証明書の交付を受け、かつ」に、「腐蛆病検査済証をちょう付してあるものでなければならない」を「腐蛆病検査済証を貼付してあるものでなければ、県内に移入してはならない」に改め、同条第2項中「みつばち等を「蜜蜂等」に、「県外」を「、県外」に改め、同条第3項中「みつばち腐蛆病検査申請書」を「腐蛆病検査申請書」に改め、同条第4項中「ときは」を「場合においては」に、「合格した場合はみつばち腐蛆病検査証明書」を「蜜蜂等が当該検査に合格したときは、腐蛆病検査証明書」に、「発行し、且つ」を「交付し、かつ」に、「みつばち腐蛆病検査済証」を「腐蛆病検査済証」に、「ちょう付する」を「貼付する」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前項の規定により交付された腐蛆病検査証明書の有効期間は、当該証明書の発行の日から30日とする。

第4条中「みつばち腐蛆病」を「腐蛆病」に改め、同条後段を削る。

第5条中「みつばち腐蛆病」を「腐蛆病」に、「前条の」を「前条の規定による」に、「みつばち等」を「蜜蜂等」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の区域内にある蜜蜂等で所長の行う検査を受け、腐蛆病をまん延させるおそれがないと認められたものは、前項の規定にかかわらず、家畜防疫員の指示に基づいて移動させることができる。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式(第3条関係)

そ
腐蛆病検査申請書

年 月 日

熊本県 家畜保健衛生所長 様

申請者 住 所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名

印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

検査を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 検査の種類 腐蛆病検査
- 2 所有者(管理者)の住所及び氏名
- 3 移動先地名
- 4 蜂群の現在地名
- 5 群数及び手数料

群 数	単 価	合 計

熊本県収入証紙

- (備考)
- 1 氏名を自署する場合は、押印は不要です。
 - 2 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。

別記第2号様式中

都 道 府 県	を	熊本県	に、「腐 ^そ 蛆病検査
------------	---	-----	------------------------


証明書」を「腐^そ蛆病検査証明書」に、「みつばち等」を「蜜蜂等」に、「勤務先地名」を

「移動先地名」に、	発送駅 (地名)		到着駅 (地名)		移動の 方 法	
-----------	-------------	--	-------------	--	------------	--

を

発送地名 (県名)		到着地名 (県名)		移動の 方 法		に改め、同様式
--------------	--	--------------	--	------------	--	---------

注意第1号中「提出しなければならない」を「提出してください」に改め、同様式注意第2号中「30日とする」を「30日です」に改める。

別記第3号様式中「熊本県家畜保健衛生所長 氏 名」を「熊本県 家畜保健衛生所長」に、「」を「印」に改め、同様式(備考)中「検査に」を「、検査に」に、「附し、セロテープでちよう付する」を「貼付する」に、「番号の欄には発行番号の他に箱数」を「発行番号には、群数」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県みつばち腐^そ蛆病まん延防止規則(以下「旧規則」という。)の規定により交付されている証明書等は、改正後の熊本県腐^そ蛆病まん延防止規則(以下「新規則」という。)の規定により交付された証明書等とみなす。

3 この規則の施行の際現に旧規則の規定により提出されている申請書その他の書類は、新規則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。